

安全保障理事会決議 2086 (2013)

2013年1月21日、安全保障理事会第6903回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際の平和および安全を維持する国際連合憲章の下での安保理の主要な責任並びに安保理の審議の下にあるあらゆる状況における持続可能な平和のために努力する安保理の用意を再確認し、

あらゆる平和維持および平和構築活動を実施することにおいて全ての国家の政治的独立、主権平等並びに領土保全の原則に対する安保理の責務および尊重を含む、国際連合憲章の目的と原則並びに国際法の下での国家の義務を尊重する国家の必要性を支持する安保理の公約を再確認し、

国際の平和および安全の維持、紛争を予防することと阻止すること、国際的規範と安全保障理事会決定の遵守を促進すること並びに紛争後の状況において平和を構築することにおける国際連合平和維持活動の重要な役割を賞賛し、

平和維持における国際連合の中心的役割を強化することおよび国際連合憲章により確立された集団安全保障制度の効果的な機能を確保することを決意し、

平和維持活動は、停戦を主に監視する伝統的な平和維持任務から平和構築任務を遂行した紛争の根本原因に対処することを求めている複合的な多次元の活動にまで及んでいることに留意し、

当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本的原則に対する尊重は、平和維持活動の成功にとって必要不可欠であることを再確認し、

予防から紛争後の平和構築のための解決までのあらゆる段階で紛争に対処することにおける国際連合の効果を高めるための公約をくり返し表明し、

効果的な予防外交、平和創造、平和維持および平和構築戦略を通じた、紛争を予防すること、再発を

予防すること並びに持続可能な平和を構築することにより、国際の平和および安全に対する包括的、一貫した且つ統合的な対処方法について進展を促進することも奨励し、

これに関連して、関連する利害関係者と協議して、適切な場合には必要な調整を行う目的で、達成された進展または治安を含む現場における状況の変化に従って、それから許される個別の案件に応じた再構成、移行もしくは撤退に関する、平和維持活動の規模、職務権限および構成を定期的に評価する安保理の公約を想起し、

国家当局の優先事項および紛争後の平和構築のための戦略を特定することにおける国家当局の主要な責任を再確認し、またこれに関連して、国家の主体的取組、責任および政治的意思並びに国の政府と国際社会の関連する取組は、持続可能な平和を構築することにおいて決定的であることをくり返し表明し、

平和を定着させることおよび平和構築優先事項に対する戦略を策定することにおける国家当局を支援するための並びにこれらの戦略が政治的、安全、人権および法の支配の活動の間の一貫性を強化することを確保するための、国際的な協力者と協議した、国際連合の重要な役割を強調し、

女性および子どもに関する武力紛争の影響に対処する安保理の公約を再確認し、また紛争の予防および解決並びに平和構築において女性が重要な役割を与えられたとすると、和平課程のあらゆる段階における女性の完全、平等且つ効果的な参加の必要性をくり返し表明する決議 1325 (2000) 並びに女性、平和および安全に関するあらゆるその後の諸決議、同様に子どもおよび武力紛争に関する決議 1261 (1999) 並びにその後の諸決議、を想起し

平和のためにその命を失った国際連合平和維持要員に弔辞を述べ、そしてこれに関連して、国際連合平和維持要員の安全の重要性を強調し、国際連合平和維持活動の主要な課題を構成する多くの平和維持活動における国際連合平和維持要員に対する安全上の脅威および対象を特定した攻撃について重大な懸念を表明し、南スーダンにおける国際連合ヘリコプターの最近の撃墜並びにコンゴ民主共和国、コートジボワールおよびダルフルにおける国際連合ミッションの最近の犠牲者を含む国際連合平和維持活動要員に対する殺害およびあらゆる暴力行為を最も強い文言で非難し、またかかる攻撃の犯人が訴追されなければならないことを強調し、

1. 恒久的平和および安全のための包括的戦略に対する平和維持活動の貢献を歓迎しまた、平和維持要員並びに平和維持活動が早期の平和構築に果たす貢献に感謝しつつ留意する。

2. 国際連合平和維持活動は、紛争後の平和構築、武力紛争の再発の防止並びに持続可能な平和および開発に向けた進展を促進するためのやり方で実行されるべきことを強調する。

3. 安保理の審議と平和維持活動の職務権限および構成における早期の平和構築任務の影響を改善し続ける安保理の公約をくり返し表明し、またこれに関連して、地方の条件および教訓を考慮しつつ、明確な目的をもって諸段階における早期の平和構築任務を計画する事務局の必要性を強調する。そしてそのことは、成功裏の移行と平和維持活動の撤退を認めるため、長期の平和構築目的に貢献すべきものである。

4. 最初から紛争後の状況に効果的な対応を達成するための平和創造、平和維持、平和構築および開発間の一貫性並びにそれらの統合を確保するように、統合的戦略評価および立案過程を通じた平和維持活動任務の開始から平和構築の課題を把握することの重要性を強調する。

5. 以下の事柄を行う多角的平和維持活動の重要な役割を認識する。(a) 決定的な平和構築優先事項および戦略を策定することにおいて受け入れ国を支援すること、(b) 平和構築任務を遂行するため関連する国内および国際関係者のために利用可能な環境を構築することを助けること、そして(c) 早期の平和構築任務それ自身を実施すること。

6. 任務の専門的知識および経験を平和構築戦略の策定に統合する必要性をくり返し表明する。

7. 各平和維持活動の任務の職務権限は、関係国の必要性および状況に明確に示されていることを認識する。

8. これに関連して、多角的平和維持活動の任務は、特に以下のことを行うため、安全保障理事会により負託されることに留意する。

(a) 国民の必要性に敏感に反応する、合法的な、説明責任のあるまた持続可能な治安部門を構築する

目的で、完全な国の主体的取組と本当の協力の精神を維持しつつ、治安部門の枠組を策定するための戦略的援助および軍隊、警察並びに主要分野の他の法執行制度を構築する能力を通して、国内の治安部門改革計画を支援することにより基本的な治安に対する支援を提供すること。

(b) 武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）計画を考へることおよび策定することを国の政府ができるようにすること。そしてそのことは、影響を受けた国民のあらゆる部分の異なる必要性を考慮しつつまた状況の具体的必要性に従って、武装解除と動員解除から社会復帰への効果的移行を確保する目的で、包括的やり方における政治的プロセスに続かなければならない。

(c) 国家当局が警察、司法制度並びに矯正制度の必要性に対処する重要な法の支配の優先事項および戦略並びにこれらの分野における重要な機能を提供する国の能力を支援する目的で、また平和を構築しそして刑事責任の免除を終わらせることに対する重要な貢献としてそれらの重要な相互の結び付きを策定することを援助することにおいて、各々の職務権限の範囲内で、他の国際連合機関と調整したやり方で、受け入れ国の法の支配制度を強化することを支援すること。

(d) 危機の削減、被害者支援、地雷除去および備蓄管理並びに廃棄を可能にする目的で、要請があった場合には、地雷除去活動における迅速な対応並びに助言サービスおよび国家当局の必要性に合うようにした訓練を提供すること。

(e) 平和の強化および包括的政治過程並びに周旋、助言および支援を通してまた現行の和平過程に対する脅威をやめさえる能力により支援し、また地域住民と市民社会が国の過程と議論に貢献するのを援助するために彼らの中の協議過程を促進し、そして要請があった場合には、その能力と資源の制限内で代表者選挙過程に対する安全、技術、後方支援および行政的支援を提供すること。

(f) 難民、IDP s、女性、子ども、年長者および障害者の特別な必要性を考慮しつつ、人道援助の提供を促進するため必要な治安条件を確立することおよび難民と IDP s の自発的な、安全な、尊厳のある且つ持続可能な帰還のための必要な条件を創設することを援助すること。

(g) その能力と資源の範囲内でまたミッションのライフサイクルを通じたその職務権限に従って、監視と予防を通じたものを含む人権を促進し、また人権を促進し且つ保護するための国の政府の取組を支援するための合意された国際的取組に向けて貢献すること。

(h) 安保理決議 1674 (2006) の第 16 項に一致して、また使節団の能力と資源を考慮しつつ使節団の活動区域内の文民、とりわけ物理的暴力の差し迫った脅威の下にあるものを保護すること、またあらゆる形態の性的並びにジェンダーに基づく暴力を含む暴力から文民を保護する受け入れ当局の取組を支援し、そしてこれに関連して、文民保護は受け入れ国の主要な責任であることを認識しつつ、文民を持続的且つ変わらずに保護できる受け入れ国の治安部門制度を構築することおよび改革することを援

助すること。

(i) 貧困削減および経済発展政策、計画並びに戦略を、具体的な状況の文脈において立案することにおける受け入れ政府並びに関連政府の機関を支持するため、国際連合機関や基金および計画、並びに国際金融機関と資金提供者を含むあらゆる関連協力機関と協力し且つ調整すること。

(j) 紛争予防、紛争解決および平和構築における女性の参加を支援し、また紛争後の統治制度における意思決定の役割に女性を含めることに向けた受け入れ政府の取組をまた支援すること。

9. 平和構築活動が成功するための主要な責任は、政府および関連する国内関係者の役目である一方で、多角的平和維持活動は、以下のことにより早期の平和構築において比較優位をもたらしていることを認識する。すなわち(a) 安全保障理事会職務権限より派生する国際的合法性および政治的な影響力の行使からの力を集めること、(b) 統合された指導力の下で、文民、警察および軍事的能力を混合したものをを用いること、そして(c) 熱心な現場での駐留を活用すること。

10. 適切な資源により一致させられた明快な、信頼のおけるそして達成可能な職務権限を平和維持活動に与える安保理の決意をくり返し表明する。

11. 専門的技術、訓練、経験、卓越性をもったまた不品行に対する国際連合ゼロ・トレランス政策に忠実な平和維持要員を展開することの重要性を強調し、そしてこの観点から、部隊および警察提供諸国に対し、パートナーシップの精神で、関連したレベルでの適切な言語技術を含む、多角的の平和維持活動の職務権限を実行するのに必要な技術と経験をもった専門的な軍事および警察要員を出し続けることを奨励する。

12. 国際連合使節団の職務権限が制定されまた更新された場合には、ジェンダーアドバイザー、女性保護アドバイザーと専門家および適切な場合には、子ども保護アドバイザーの任命を通じたものを含む、ジェンダー平等の促進と紛争後の状況における女性の地位と能力の向上に関する規定並びに子どもと武力紛争に関する規定を含むことの重要性をくり返し表明し、また武力紛争の予防と解決および平和構築における女性の参加、代表および関与を強化するためのまたあらゆるレベルでの女性のそのような関与に対する課題に対処するより強い責務に対する事務総長の呼びかけを歓迎する。

13. 国の政府、国際連合、地域的および準地域的機関に対し、途上国からまた女性からの能力を動員

することに特に注意を与えつつ、紛争後の平和構築または民主的な移行における関連する経験をもった国からのものを含む、既存の文民の専門知識を利用することおよび紛争直後における平和構築のための文民能力の共同利用を拡げまた深めることを続けることを奨励し、またこの観点から、関連する国際連合諸決議、規則および手続に従ってそして取組の重複を最小限にしましまた継続性と相互補完を確保する目的で文民能力に権限をあたえ且つ展開する義務を強調する。

14. 取組の効果的な統合を確保するために、国際連合平和維持活動、国際連合国別現地チームおよび国際連合平和構築構造の機関や国に対する重点的支援を提供する国際連合機関、基金と計画を含む、他の関連する関係者の、その具体的な平和構築の必要性和国家当局により概略が示された優先事項に一致した、役割と責任について明快であることの重要性を強調する。

15. 治安および開発関係者による現場での統合された行動が、治安状況を安定させまた改善しそして経済的回復を助けるために国家当局との調整を要求していることを強調しまた紛争中および紛争後の状況における国際連合活動における一貫性を促進するため現場でのあらゆる国際連合機関間の統合された取組の重要性を強調する。

16. 事務局に対し、活動の職務権限における平和維持および平和構築活動を調整しまた優先権を与えるために、能力、部隊や要員の世代そして後方支援資源に必要なものの評価を含む平和維持活動における平和構築課題の早期評価を、統合戦略評価と統合戦略枠組の文脈において、安全保障理事会および部隊と警察提供国家並びに他の主要な利害関係者に、提供することを奨励する。

17. 軍事および警察部隊が早期の平和構築任務を行っている地区における、安全保障理事会、部隊と警察の提供諸国および事務局間の三角協力を通したものを含む、部隊および警察提供諸国との協力並びに協議を更に強化する必要性を認識し、また現場における平和構築任務の提供を改善することを目的とした公開のそしてより頻繁な協議過程にあらゆる利害関係者の積極的な参加を奨励する。

18. 平和維持活動および平和構築活動を支援すること並びにより強力な地域のまた国の主体的取組を作り上げることに於いて、国際連合憲章の第八章に従った、地域的および準地域的な取極や機関とのパートナーシップや協力の重要性を強調する。

19. 安保理決議 1645 (2005) を想起しまた平和構築活動における平和構築委員会(PBC)の諮問の、政策提言のそして資源動員の役割を活用する安保理の継続的意思を表明し、平和構築委員会が達成した進展を歓迎し、また安保理の議事日程にある諸国における多次元的な平和維持の職務権限に関する統合的且つ一貫した対処方法を進めることまた支援することにおけるこれらの役割を更に利用することの必要性を強調する。

20. あらゆる紛争当事者からの国際連合平和維持要員に対する対象を特定した攻撃を強く非難しまたこれに関連して、事務総長に対し、国際連合の現場の治安取極を強化しそしてあらゆる軍事部隊、警察官、軍事監視員そして特に非武装要員の安全を改善するために必要とみなされるあらゆる措置を講じることを求める。

21. 事務総長に対し、この決議の規定を、関連する平和維持活動と平和構築活動の報告書において考慮することを要請する。

22. この問題に引き続き取り組むことを決定する。